

議案第 86 号

新座市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例

新座市空家等の適切な管理に関する条例（平成 26 年新座市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>（<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>に対する勧告に関する意見の陳述）</p> <p>第 7 条 市長は、<u>法第 13 条第 2 項又は第 22 条第 2 項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る<u>管理不全空家等又は特定空家等</u>の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（空家等対策協議会）</p> <p>第 9 条 <u>法第 8 条第 1 項</u>の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を協議するため、新座市空家等対策協議会（以下「対策協議会」という。）を置く。</p> | <p>（<u>特定空家等</u>に対する勧告に関する意見の陳述）</p> <p>第 7 条 市長は、<u>法第 14 条第 2 項</u>の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ当該勧告に係る<u>特定空家等</u>の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。</p> <p>（空家等対策協議会）</p> <p>第 9 条 <u>法第 7 条第 1 項</u>の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他の空家等の適切な管理に関し必要な事項を協議するため、新座市空家等対策協議会（以下「対策協議会」という。）を置く。</p> |

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

令和 5 年 11 月 27 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

管理不全空家等に対する勧告に関する意見の陳述について定めるとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。